



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月31日
号外(11)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

※滋賀県税条例等の一部を改正する条例(税政課) 3

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(条例第28号)

1 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部改正(第1条関係)

(1) 個人の県民税

ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第12条関係)

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度分の個人の県民税まで延長することとしました。(付則第13条の2関係)

(2) 法人の事業税

通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改めることとしました。(第38条の5関係)

ア その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から2月以内とすることとしました。

イ その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとしました。

(3) 不動産取得税

ア 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとしました。

(ア) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(イ) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ロ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ハ) 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ニ) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ホ) 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ヘ) 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

(ト) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

- (ケ) 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)
 - (ク) 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)
 - (ク) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
 - (ク) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
 - (ク) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該住宅とともに取得したものに限り)の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条関係)
 - イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を廃止することとしました。(付則第9条関係)
- (4) 軽油引取税
- ア 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊(以下「オーストラリア軍隊」という。)が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとしました。(第55条、第58条の2関係)
 - イ オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の6関係)
- (5) 自動車税
- ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
 - イ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
 - ウ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
 - エ 車両総重量が8トンを超える一定のトラック(被けん引自動車を除く。オおよびカにおいて同じ。)のうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに完了したときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の12関係)
 - オ 車両総重量が8トンを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年4月30日まで延長することとしました。(付則第10条の2の12関係)
 - カ 一定の乗用車、バスまたは車両総重量が3.5トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに完了したときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の12関係)
 - キ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数

を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとしました。(付則第10条の3関係)

(7) 環境負荷の少ない自動車

- a 令和5年度から令和7年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとしました。
- b 令和5年度および令和6年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を講ずることとしました。

(i) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとしました。

- a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第32号)の一部改正(第2条関係)

1(3)ア(7)に伴う所要の措置を講ずることとしました。(滋賀県税条例等の一部を改正する条例付則第7項関係)

3 その他

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。ただし、1(4)は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条 例

滋賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第28号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第38条の5第1項第1号中「第72条の29第1項」の右に「もしくは第5項」を加え、同号イ中「および第72条の29第2項において準用する場合を含む。」の規定の」を「ならびに第72条の29第2項および第6項において準用する場合を含む。」の規定の」に改める。

第38条の10第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改め、同条第3項中「個人の」の右に「行う」を加える。

第55条に次の1項を加える。

- 6 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第58条の2において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第58条の2を第58条の2の2とし、第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 オーストラリア軍隊が、第55条第6項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油または自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)における当該軽油または燃料炭化水素油の消費

に対しては、第54条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第73条の4第1項第6号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

付則第8条第1項から第4項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第6項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第8項から第11項までおよび第14項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付則第8条の2第2項中「次条第1項、第5項もしくは第8項」を「次条第2項もしくは第5項」に改める。

付則第9条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項中「第8項」を「第5項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第5項の」を「第2項の」に、「付則第9条第5項」を「付則第9条第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「第6項各号」を「第3項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「第8項の」を「第5項の」に、「付則第9条第5項」を「付則第9条第2項」に、「同条第8項」を「同条第5項」に、「付則第9条第8項」を「付則第9条第5項」に改め、同項を同条第7項とする。

付則第9条の2第2項中「前条第8項」を「前条第5項」に改める。

付則第10条の2の6第1項の表自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「自衛隊の」を「自衛隊または第55条第6項に規定するオーストラリア軍隊（以下この条において「オーストラリア軍隊」という。）の」に、「自衛隊が」を「自衛隊またはオーストラリア軍隊が」に、「自動車ならびに」を「自動車、」に改め、「付されたもの」の右に「ならびに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第 号）第3条第2項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車」を加え、同条第4項中「行つた」の右に「当該」を加え、同条に次の1項を加える。

6 オーストラリア軍隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該オーストラリア軍隊の船舶の使用人が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

付則第10条の2の12第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「道路運送法」の右に「（昭和26年法律第183号）」を、「空港法」の右に「（昭和31年法律第80号）」を加え、同条第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項および第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）および同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

付則第10条の2の12第5項を削り、同条第6項中「（施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）または車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適

用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

付則第10条の3第1項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第1号」に、「以下この条ならびに」を「次項第2号ならびに」に、「除く。以下この条および次条」を「除く。同条」に改め、同項第1号中「ガソリン自動車(以下この条)」を「ガソリン自動車(次項第4号および第3項第1号)」に、「同項第2号」を「同条第1項第2号」に、「石油ガス自動車(以下この条)」を「石油ガス自動車(次項第5号および第3項第2号)」に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「次項第6号」の右に「および第3項第3号」を加え、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「(自家用の乗用車を除く。)」および「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(7) aに規定する排出ガス保安基準(以下この号において「排出ガス保安基準」という。))」で総務省令で定めるもの」に、「または平成21年天然ガス車基準」を「または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。))」に改め、同項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「第66条第1項第1号ア(7) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。))」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第1号ア(7) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。))」に、「第66条第1項第1号ア(7)」を「同条第1項第1号ア(7)」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号ア(7)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。))」に、「附則第4条の11第8項」を「附則第5条の2第8項」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「第66条第1項第2号ア(7) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。))」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第2号ア(7) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。))」に、「附則第4条の11第9項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同項第6号中「平成30年輕油軽中量車基準」を「第66条第1項第3号ア(7)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。))」に、「平成21年輕油軽中量車基準」を「同条第1項第3号ア(7)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。))」に、「附則第4条の11第10項」を「附則第5条の2第10項」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
第1項第1号イ	40,700円	10,500円
	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
75,500円	19,000円	

	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	第1項第2号イ	8,000円
11,500円		3,000円
16,000円		4,000円
20,500円		5,500円
25,500円		6,500円
30,000円		7,500円
35,000円		9,000円
40,500円		10,500円
第1項第2号ウ(ア)	6,300円	1,600円
	7,500円	2,000円
第1項第2号ウ(イ)	15,100円	4,000円
	10,200円	3,000円
第1項第3号ア(ア)	20,600円	5,500円
	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
第1項第3号ア(イ)	29,000円	7,500円
	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
第1項第3号イ	64,000円	16,000円
	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
第1項第4号	83,000円	21,000円
	4,500円	1,500円
第1項第5号ア	6,000円	1,500円
	20,000円	5,000円

	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

付則第10条の3第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第73条の5第1項」を「第73条の5第1項第1号アおよび第4号ア」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項第1号中「附則第4条の11第11項」を「附則第5条の2第11項」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第12項」を「附則第5条の2第12項」に改め、同項第3号中「附則第4条の11第13項」を「附則第5条の2第13項」に改め、同項に次の表を加える。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

付則第10条の3第6項を同条第3項とする。

付則第10条の3の3第1項中「、第3項、第5項または第6項」を「または第3項」に、「から第6項まで」を「または第3項」に改める。

付則第12条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付則第13条の2第1項および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「令和3年4月1日」の右に「から令和5年3月31日まで」を、「施行の日」の右に「から令和7年3月31日まで」を加える。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県税条例第55条に1項を加える改正規定および同条例第58条の2を同条例第58条の2の2とし、同条例第58条の次に1条を加える改正規定ならびに同条例付則第10条の2の6の改正規定ならびに付則第4項および第5項の規定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)第38条の5第1項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の滋賀県税条例第38条の5第1項第3号の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 4 新条例第55条第6項および第58条の2の規定は、付則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日(次項において「ただし書施行日」という。)以後の軽油の輸入および軽油または燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

- 5 新条例付則第10条の2の6第1項および第6項の規定は、ただし書施行日以後の軽油の引取りおよび譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、ただし書施行日前の軽油の引取りおよび譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例付則第10条の2の12の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 7 新条例付則第10条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。